

長 期

群 広 第 2 9 7 号

令和 4 年 1 1 月 2 8 日

[警務・会計・情管]

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

群馬県警察ホームページの運用要領について（通達）

群馬県警察ホームページによる情報発信については、群馬県警察ホームページの運用要領について（平成 2 5 年 3 月 2 7 日付け群広第 8 5 号通達。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、原契約満了の機会に群馬県コンテンツマネジメントシステム（以下「CMS」という。）と統合して全面改修することに伴い、次のとおり、群馬県警察ホームページの運用要領を改正し、令和 4 年 1 2 月 1 日から実施することとしたので、適切かつ効果的な情報発信の推進に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 目的

この要領は、群馬県警察ホームページ（以下「ホームページ」という。）により、広報広聴活動をより効果的に推進するため、その運用について必要な事項を定めるものとする。

2 準拠

ホームページの運用については、「群馬県警察の広報に関する訓令（昭和 5 0 年群馬県警察本部訓令甲第 7 号）」、「群馬県警察情報セキュリティに関する訓令（平成 1 5 年群馬県警察本部訓令甲第 1 2 号）」及び「群馬県警察インターネットシステムの運用要領の制定について（令和 4 年 2 月 1 8 日付け群情管第 2 6 号通達）」の定めるもののほか、この通達の定めるところによる。

3 運用主管課

ホームページの運用主管課は、警務部広報広聴課とする。ただし、遺失物管理システムに係るデータの運用については、警務部会計課が行い、警察職員採用に係るデータの運用については、警務部警務課が行う。

4 運用体制

ホームページの円滑な運用及び適正な管理に資するため、警察本部（以下「本

部」という。)に運用管理者及び運用責任者を置く。

(1) 運用管理者

ア 運用管理者は警務部広報広聴課長をもって充て、ホームページの運用・管理について統括する。

イ 運用管理者は、ホームページの運用に当たり、必要があると認めるときは、関係する所属長に対して職員の派遣及びその他の協力を求めることができる。

(2) 運用責任者

ア 運用責任者は、警務部広報広聴課広報官をもって充てる。

イ 運用責任者は、ホームページの運用に関し、運用管理者の指揮を受け、掲載する情報の適否、掲載方法等について、利用所属との協議・調整等を行う。

5 安全の確保

(1) 情報セキュリティ対策

ホームページ更新用端末の情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策、その他の事項については、群馬県警察情報セキュリティに関する訓令（平成15年群馬県警察本部訓令甲第12号）に基づいて定められた規定（以下「情報セキュリティポリシー」という。）に定めるところによる。

(2) 管理対象情報の分類

ホームページの更新に係る情報セキュリティポリシーに規定する管理対象情報の分類は、次表のとおりとする。

情報等の種類	機密性	完全性	可用性
更新用端末	1（低）	2（高）	2（高）

6 ホームページの運用

(1) CMSの利用

ホームページの掲載は、各所属がCMSを利用して行う。

※ CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）

Webサイトのコンテンツ（テキスト、画像、デザイン、レイアウトなど）の情報を一元管理し、ホームページを自動構成するシステム。

(2) 掲載要領

所属長は、ホームページに新たな情報を掲載し、または掲載中の情報を更新し、若しくは修正するとき、必要に応じてその内容について運用責任者と事前に協議の上、各所属に配備された群馬県警察インターネットシステム用端末を用いてCMSへアクセスし、同CMSにより掲載データを作成した後、警務部広報広聴課広報係（以下「広報係」という。）あてに運用責任者の掲載承認

依頼を行うこと。

(3) 添付ファイルのサニタイズ

P D F ファイル、一太郎ファイル、Microsoft Office製品ファイル、画像ファイル等の電子ファイルについては、その作成時に、作成者名や組織名、コンピュータ名、撮影日時や位置情報等が作成者の意図に関わらず記録されるなど、情報セキュリティ等の観点から部外に明らかになることが適切ではない情報（以下「メタデータ」という。）がある。

そのため、掲載データに各電子ファイルを添付する場合は、C M S で編集する前に、「部外に公表、公開、提供等する電子ファイルに関する留意事項について（令和4年7月28日付け群情管第120号依命通達）」及び「部外に公表、公開、提供等する電子ファイルの適正な作成方法について（令和4年7月28日付け群情管第121号事務連絡）」を参照の上、電子ファイルからメタデータを確実に削除すること。

(4) 掲載情報の点検等

所属長は、ホームページに掲載された自所属の情報について、随時、掲載の継続、更新、削除の可否を点検・検討し、タイムリーな情報発信に努めること。

この場合において、日々更新すべき情報または週・月単位で更新すべき情報等を内容に応じて明確に区分し、機を失せず更新するなど、時宜に適った情報発信に努めること。

なお、期間経過等により削除する場合には、その旨を広報係あてに申告すること。

7 広聴（相談受理等）活動

(1) 群馬県公安委員会への苦情の申し出に対する運用

ホームページに寄せられた群馬県公安委員会への苦情申出については、警務部広報広聴課警察安全相談係（以下「相談係」という。）が受理し、群馬県公安委員会苦情処理規程（平成13年群馬県公安委員会規程第6号）に基づき、警務部総務課公安委員会室に報告するものとする。

(2) 意見提出制度（パブリックコメント）に対する運用

意見提出制度により寄せられた県民からの意見については、群馬県警察意見提出制度運営要綱の制定について（平成19年群本例規第14号）に基づき、運用管理者が、当該意見提出を行う実施責任者に対して送付するものとする。

(3) 相談・意見・要望等に対する運用

ホームページに寄せられた相談・意見・要望等については、群馬県警察相談業務に関する訓令（平成12年群馬県警察本部訓令甲第17号）に基づき、相談係において処理または関係所属に移管するものとする。

(4) 事件・事故等の情報提供に対する運用

ホームページに寄せられた事件・事故等の情報提供については、上記 7 の(3)に準じて相談係が受理し、当該事件・事故を所掌する所属に当該情報を移管するほか、個別作成した情報提供専用ページに対する情報提供については、当該ページを所管する所属がそれぞれ受理するものとする。

8 運用上の留意事項

- (1) ホームページへの情報掲載に当たっては、誤った情報発信が県民の不安感・不信感を招く要因になるということを念頭に、十分な事前検討を行う等の確かな情報発信に努めること。
- (2) 個人情報及び提供情報の保護に万全を期し、その取扱いに誤りがないよう細心の注意を払うこと。
- (3) 掲載内容が知的所有権の侵害や不適切な表現とならないよう十分配慮すること。